

平成 28 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

## ○ 説 明 順

- 1 報 告 第 1 号 ~ 報 告 第 3 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 60 号 ~ 議 案 第 69 号

平成 28 年 6 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

平成28年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号から報告第3号までの3件について説明申し上げます。

まず、報告第1号「平成27年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、汚泥再生処理センター施設整備事業の平成27年度の執行残額2,767万8千円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第2号「平成27年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、情報セキュリティ強化対策事業、地方創生推進事業、市民窓口事務事業、布計鉱山鉱害防止事業、畜産クラスター事業、農地管理事業、経営体育成交付金事業、林道費一般、道路維持管理事業、一般管理道路新設改良、過疎債・路線整備事業、辺地債・路線整備事業、社会資本整備総合交付金事業、浸水対策道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、公営住宅管理事業、小水流団地建替事業、林道災害復旧事業、市単独土木災害復旧事業、以上19事業の総額7億7,165万2千円のうち7億511万5千円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第3号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第21期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

平成28年3月末の給湯先件数は、前期より3件少ない17件で、給湯量は、前期末より毎分190ℓ減の毎分845ℓであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金436万7,289円及び売掛金1万8,000円の合計438万5,289円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用17万円及び未払法人税等7万837円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益130万1,833円、当期純損失15万7,381円の合計438万5,289円であります。

次に3ページの損益計算書について説明申し上げます。営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で264万8,800円であり、これから売上原価248万1,640円及び一般管理費25万4,620円を差し引いた営業損益は8万7,460円の赤字となっております。この営業損益に営業外収益を加えた経常利益はマイナス8万6,544円となり、これから法人税及び住民税等7万837円を差し引いた当期利益はマイナス15万7,381円になりまして、前期繰越損益を加えた当期未処分利益は、114万4,452円であります。

次に4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。資本金は、伊佐市と菱刈鉦山が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は114万4,452円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、414万4,452円となります。

次に、第22期事業計画書について説明申し上げます。売上高は233万3,000円を見込んでおります。原価計は224万3,000円、一般管理費は26万円、営業利益はマイナス17

万円となり、これに営業外利益1,000円を加え法人税及び住民税等7万円を差し引いた当期利益はマイナス23万9,000円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告3件の説明を終わります。

————— 降 壇 —————

議案第60号から議案第63号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

まず、議案第60号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する等の法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」、「地方税法施行規則の一部を改正する等の省令」が3月31日に公布されたことに伴い、法人市民税の法人税割の税率を引き下げること、軽自動車税に環境性能割を導入すること、軽自動車税の名称を種別割に改めること、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例による税率を設定し適用期限を延長することなどの所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第61号の「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したことについて説明申し上げます。

本件につきましては、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」が3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定額を変更する改正を行ったものであります。

次に、議案第62号の「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例」を専決処分したことについて説明申し上げます。

本件につきましては、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が3月31日に公布されたことに伴い、市民税所得割の額が7万7,101円未満の世帯につい

て、従来の多子軽減特例措置における年齢の上限を撤廃するとともに、市民税所得割の額が7万7,101円未満のひとり親世帯等について、従来の負担軽減措置を拡大し、第1子の保育料については現行の半額、第2子以降については無料とするため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第63号の「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）」を専決処分したことについて説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年熊本地震の発生に伴い、被災地で復旧支援に従事する職員を派遣するための経費について新たに措置したものであります。

その財源といたしましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億8千万円とするものであります。

以上4件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第64号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、システム改修に係る経費のほか、国、県の補助事業費の内定等に伴う措置について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、地方公会計制度に対応するためのシステム改修に係る経費、個人市民税の制度改正に対応するためのシステム改修に係る経費を新たに措置したほか、市税等過誤納還付金に追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、布計鉱山鉱害防止事業に係る経費に追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、畜産クラスター事業及び特用林産事業に係る経費について、それぞれ追加の措置を講じております。

商工費につきましては、楠本川溪流自然公園の給水管布設替工事に係る経費を新たに措置し、土木費につきましては、市道改良に要する経費に追加の措置を講じております。

教育費につきましては、中高生連携推進事業に係る経費、教職員住宅の補修に係る経費などに追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,789万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億7,789万6千円とするものであります。

このほか、地方債において、過疎対策事業の限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第65号「平成28年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、平成30年度から始まる新たな国保制度に対応するためのシステム改修に係る経費を新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,562万円とするものであります。

次に、議案第66号「伊佐市議会議員又は伊佐市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等に係る公費の支払額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、避難用設備の基準の改正のほか、保育の担い手の確保に対応するための職員配置の特例を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、基金による支援を可能な限り継続して実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号「伊佐市大口心身障害者等福祉センタ

一の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市大口心身障害者等福祉センターの用途廃止に伴い、本条例を廃止するものであります。

以上、議案 10 件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降 壇 ————